

## 令和3年度市町村実務研修生の派遣について

### 1 経緯

(1) あいち電子自治体推進協議会は、県及び県内市町村で構成し、共同でシステム開発、運営等を行っており、協議会の設立準備段階から市町村実務研修生を派遣していただいている。

また、平成15年のあいち電子自治体推進協議会設立後は、事務局を愛知県総務局総務部情報政策課に置き、県職員及び市町村実務研修生により事務処理を行っている。

(2) 設立準備時は1名、協議会設立後は、業務量により3名から5名の範囲で派遣していただいている。

(3) 平成16年度第4回幹事会で、市町村実務研修生の派遣ルールが承認された。

(4) 市町村合併が進んだことにより、ブロック内市町村数の偏りとブロックによる派遣実績の偏りが生じたため、市町村実務研修生の派遣ルールの見直しを行った。

(平成21年度第2回幹事会承認 平成21年9月2日開催)

(5) 平成28年度に、令和6年度までの派遣予定市町村を整理した。(別紙参照)

### 2 令和3年度派遣ブロック及び市町村

ブロック区分	市町村名(予定)	備考
尾張	日進市(R3、R4年度)	新規
	大口町(R3年度)	新規
知多	大府市(R2、R3年度)	2年目
西三河	高浜市(R2、R3年度)	2年目

#### 【あいち電子自治体推進協議会 派遣ルール】平成21年度第2回幹事会承認

##### (1) 派遣団体

ア 原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。

イ 偏りが解消されるまでの間、原則として尾張地区3名、三河地区1名の派遣とする。

ウ ブロック内のすべての団体が、派遣ルールにより派遣が終了した場合は、当該ブロックをローテーションから除く。

##### (2) 派遣期間

ア 原則として、市は2年間、町村は1年間又は2年間とする。

イ 市の事情により派遣期間が1年間となる場合は、同一ブロック内の団体で2年間継続するものとし、派遣期間が1年の場合は、別途アの派遣期間を満たすこととする。

ウ 上記ア及びイは、平成16年度第4回幹事会に承認された派遣ルール以降においても適用する。

##### (3) 派遣ローテーション

別添の派遣ローテーションによることとし、協議会事務局の業務量により、市又は町村から派遣することとする。

##### (4) ブロック内での派遣ルール

各ブロックにおいて定めるものとする。

## ◆市町村実務研修生 これまでの派遣実績及び今後の派遣予定

	市町村数	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	市町村数	備考
尾張	26				東郷町	稻沢市	一宮市	瀬戸市	春日井市	犬山市	豊山町	小牧市	岩倉市	岩倉市	大口町	稻沢市	清須市	扶桑町	北名古屋市	18(0)	令和6年度は3団体派遣予定						
海部	13									長久手市	江南市	尾張旭市	尾張旭市	豊明市	豊明市	日進市	日進市	あま市	あま市	7(0)							
知多	10	大府市																									10(3)
尾張計	49	1	0	2	3	1	1	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	35(3)	
西三河	12	西尾市																									
(豊田 加茂)	7																										
東三河	10																										
(新城 設楽)	9																										
三河計	38	0	1	1	1	3	4	4	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18(0)	
派遣団体数		1	1	3	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		

注:平成21年度から、豊田加茂ブラックヒ西三河ブラックを統合して西三河ブラックと東三河ブラックとなつた。

※市町村数の( )内は未派遣団体数(派遣ルール(2)ウによる市1年間派遣団体を含む)

これまでの  
派遣実績

派遣中

3~6年度の  
派遣